公募内容説明書

下記工事について、公募型指名競争入札(以下「入札」という。)を執行するので、公募する。

令和 3年 4月16日

羽幌町外2町村衛生施設組合組合長 駒 井 久 晃

記

- 1 競争入札に付する工事の内容
 - (1) 工事名
 - ① 新最終処分場埋立地土木施設建設工事
 - ② 新最終処分場浸出水処理施設建設工事
 - ③ 新生ごみ堆肥化施設建設工事
 - (2) 工事場所 苫前郡羽幌町字築別地内
 - (3) 工 期契約締結の翌日から令和5年9月29日まで(予定)
 - (4) 工事概要 別紙工事概要書のとおり
 - (5) 発注方式
 - ① 新最終処分場埋立地土木施設建設工事 図面発注方式(施工契約)
 - ② 新最終処分場浸出水処理施設建設工事 性能発注方式(設計·施工付契約)
 - ③ 新生ごみ堆肥化施設建設工事 性能発注方式(設計・施工付契約)

(6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 応募に必要な要件

入札参加希望者は、次のすべての要件を満たす特定建設工事共同企業体であること。 その1【新最終処分場埋立地土木施設建設工事】

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する土木一式工事の許可を受け、 かつ、組合又は組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)の競争入札参加資格 者として資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。
 - ① 組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)に本店又は支店を有し、特定建設業の許可を受けている者。
 - ② 組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)に本店又は支店を有している者。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設工事の許可を受け、かつ、組合又は組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)の競争入札参加資格者として資格者名簿に登録されている者で、組合構成町村内に本店を有している者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本工事の入札執行日までの間、組合及び組合構成町村(苫前町・羽幌町・初山別村)から指名の停止を受けていない者であること。
- (5) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が 5年以上であること。
- (6) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主 任技術者並びに現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (7) 特定建設工事共同企業体の構成員数は3社とする。ただし、次の条件を満たす者とする。
 - ア 共同企業体の代表者
 - (1)の①の要件を満たす者 1 社
 - イ 共同企業体の代表者以外
 - (1)の②の要件を満たす者 1 社

1 社

(8) 特定建設工事共同企業体の最低出資比率は20%以上とする。なお、代表者の出資 比率は構成員中、最大であること。

その2【新最終処分場浸出水処理施設建設工事】

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する清掃施設工事、機械器具設置工事の許可を受け、かつ、組合又は組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)の競争入札参加資格者として資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。
 - ① 北海道内に本店又は支店を有し、特定建設業の許可を受けている者。
 - ② 平成23年4月1日以降、北海道内において地方公共団体が発注した処理能力30㎡/日以上の一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の建設工事を元請(共同企業体による施工の場合は、代表構成員であること。)として施工した実績を有すること。
- (2) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条に規定する建築一式工事の許可を受けかつ、組合又は組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)の競争入札参加資格者として資格者名簿に登録されている者で、北海道内に本店又は支店を有し、特定建設業の許可を受けている者。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設工事の許可を受け、かつ、組合又は組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)の競争入札参加資格者として資格者名簿に登録されている者で、組合構成町村内に本店を有している者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本工事の入札執行日までの間、組合及び組合構成町村(苫前町・羽幌町・初山別村)から指名の停止を受けていない者であること。
- (6) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が 5年以上であること。
- (7) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主 任技術者並びに現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (8) 特定建設工事共同企業体の構成員数は3社とする。ただし、次の条件を満たす者

とする。

- ア 共同企業体の代表者
 - (1)の①及び②の要件を満たす者 1社
- イ 共同企業体の代表者以外
 - (2)の要件を満たす者

1 社

(3) の要件を満たす者

1 社

(9) 特定建設工事共同企業体の最低出資比率は20%以上とする。なお、代表者の出資 比率は構成員中、最大であること。

その3【新生ごみ堆肥化施設建設工事】

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する機械器具設置工事の許可を 受け、かつ、組合又は組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)の競争入札参 加資格者として資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。
 - ① 北海道内に本店又は支店を有し、特定建設業の許可を受けている者。
 - ② 平成23年4月1日以降、北海道内において地方公共団体が発注した処理能力2 t/日以上の生ごみ堆肥化施設の建設工事を元請(共同企業体による施工の場合 は代表構成員であること。)として施工した実績を有すること。
- (2) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条に規定する建築一式工事の許可を受け かつ、組合又は組合構成町村内 (苫前町・羽幌町・初山別村) の競争入札参加資格 者として資格者名簿に登録されている者で、北海道内に本店又は支店を有し、特定 建設業の許可を受けている者。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設工事の許可を受け、かつ、組合又は組合構成町村内(苫前町・羽幌町・初山別村)の競争入札参加資格者として資格者名簿に登録されている者で、組合構成町村内に本店を有している者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本工事の入札執行日までの間、組合及び組合構成町村(苫前町・羽幌町・初山別村)から指名の停止を受けていない者であること。
- (6) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が 5年以上であること。

- (7) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主 任技術者並びに現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (8) 特定建設工事共同企業体の構成員数は3社とする。ただし、次の条件を満たす者とする。
 - ア 共同企業体の代表者
 - (1)の①及び②の要件を満たす者 1社
 - イ 共同企業体の代表者以外
 - (2)の要件を満たす者 1 社
 - の再件と洪と上本
 - (3)の要件を満たす者 1 社
- (9) 特定建設工事共同企業体の最低出資比率は20%以上とする。なお、代表者の出資 比率は構成員中、最大であること。
- 3 入札の参加申請
 - (1) 申請書等

入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審查申請書
- ② 特定建設工事共同企業体協定書(甲型)
- ③ 建設業許可通知書の写し
- ④ 建設工事入札参加資格審査申請書付票の写し
- ⑤ 工事施工実績表
- ⑥ その他組合長が必要とする書類
- (2) 受付期間

令和3年4月16日(金)から令和3年5月14日(金)の午後5時まで。 (土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 申請書等の提出場所及び問い合わせ先 苫前郡羽幌町字築別815番地 羽幌町外2町村衛生施設組合(TE0164-68-1001)

(4) 提出方法

持参提出による。

(5) その他

提出された申請書等は、返却しない。

4 入札参加者の指名

入札参加者は、申請者の中から羽幌町外2町村衛生施設組合建設工事選定委員会において選考し、その結果を別途書面により通知する。

5 申請書等の配布

- (1) 配布期間 令和3年4月16日(金)から令和3年5月14日(金)の正午まで。 (土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- (2) 配布場所等 羽幌町外2町村衛生施設組合施設係 組合構成町村(苫前町・羽幌町・初山別村)のホームページからダウンロード可能

6 無効入札

- (1) 公示した入札参加者の要件に該当しない者のした入札。
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札。